

平成 20 年 2 月

平成 19 年版「建築改修工事監理指針」(第 1 刷)をご利用の皆様へ

(財) 建築保全センター

建材等に使用されたアスベスト(石綿)は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト(以下「クリソタイル等」という。)とされてきましたが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明したため、平成 20 年 2 月 6 日付け厚生労働省基安化発第 0206003 号「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により、対象をクリソタイル等のアスベストに限定することがないように、分析調査の徹底が求められました。

アスベストの種類には、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの 6 種類があることとされ、すべての種類のアスベスト及びこれをその重量の 0.1%を超えて含有する物が石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)等に基づく規制の対象とされています。

以上のことから、「建築改修工事監理指針」のアスベストの種類の説明において、誤解を招く表現がありましたので、次にお知らせ致します。

建築改修工事監理指針 平成 19 年版 第 1 刷 新旧表

平成 20 年 2 月

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	旧	新
648	9	1	1	一般事項	(a)(1)アスベスト含有建材 3~5行目	アスベストとは、繊維状鉱物のうち、工業的に使用されてきたものの総称で、アクチノライト、アモサイト(茶石綿)、アンソフィライト、クリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)及びトレモライトがこれにあたる。このうち、アスベスト含有吹付け材に使用されたアスベストには、アモサイト、クリソタイル、クロシドライトがある。	アスベストとは、繊維状鉱物のうち、工業的に使用されてきたものの総称で、アクチノライト、アモサイト(茶石綿)、アンソフィライト、クリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)及びトレモライトがこれにあたる。 (下線部削除)